

放置自転車防止啓発ポスター取扱要領

自転車は、自転車駐輪場に駐車するものですが、道路、公園、駅前広場などに止めている自転車を「放置」と定義し、通行の安全と美観を阻害するものとして、福岡市条例や道路交通法により禁止されています。

東区では、放置自転車の転倒や接触事故が増加しているため、下記の「放置自転車防止啓発ポスター」を配布し、掲示していただくことで、路上の放置自転車防止を広く呼びかけます。

道端に駐輪してはいけません
人や車への事故の原因になります
Bicycle parking along roadside is prohibited due to
cause of accidents in pedestrian and road traffic.

注意・警告を無視した自転車は
貝塚保管所☎633-3050へ移動します
返還の際には移動保管手数料として
2000円が徴収されます

Bicycles parked on the roadside despite warning will be moved
to Kaizuka Temporary Storage Area (Phone:633-3050).
A moving and storage fee of 2000 yen is required
in order to have your bicycle returned.

東区役所維持管理課 TEL 645-1062

道端に駐輪してはいけません
人や車への事故の原因になります

注意・警告を無視した自転車は
貝塚保管所☎633-3050へ移動します
返還の際には移動保管手数料として
2000円が徴収されます

東区役所維持管理課 TEL 645-1062

①申請手続き

自治会、団体、個人で申請することができます。「東区自転車放置防止啓発ポスター申請書」を東区維持管理課へ提出してください。

②ポスター掲示の注意事項

- 道路標識、街路樹、公園などの公共部分は区役所が判断して貼付します。
- 上記以外の電柱や私有地に、所有者または管理者の承諾を得て貼ってください。通行人がけがをしないように細心の注意を払ってください。
- 針金は使用しないでください。
- 期限はありませんが、破損した場合は、速やかに除去してください。

③問い合わせ先： 東区維持管理課 自転車対策係 TEL645-1062

東区 自転車放置防止啓発ポスター 申請書

申請受付日		平成 年 月 日
申請者	住所	
	団体／氏名	
	電話番号	
掲示場所		

- ※ 掲示については、別紙「放置自転車防止啓発ポスター取扱要領」を守って活用してください。
※ ご記入の個人情報は、放置自転車防止啓発ポスター管理の目的以外に利用いたしません。
-

(東区維持管理課記入欄)

配布枚数	日本語版 枚	英語併記版 枚
管理番号		

※ポスターを配布する際に、「放置自転車防止啓発ポスター取扱要領」の説明をお願いします。